## 高円寺 火災 判決! - 西日本防災システム

2013 02 13

平成21年東京都杉並区高円寺の居酒屋で、14人が死傷した火災で、業務上過失致死傷罪に 問われた元経営者ら3人の判決公判が13日、東京地裁で開かれました。裁判長は「防火意識の 低さは強い非難を免れない」として、禁錮2年6月、執行猶予5年(求刑禁錮2年6月)を言い渡しま した。

ビル所有会社元社長(57)、同社社員で防火管理担当だった被告(30)はそれぞれ禁錮1年8 月、執行猶予3年(同禁錮2年)とされました。

入居テナントの専有部分の防火管理に対し、ビル所有者側の過失責任の程度が争われた注目 の裁判でした。今崎裁判長は「個々のテナントに管理を委ねれば、十分な実効性を挙げられないこ とは今回の火災からも明らか」と指摘。直接専有部分に立ち入り不備を是正するのは困難だったと 判断した上で、「適切な指導を怠った」という限度で責任を認定しました。

判決によりますと、火災では客ら4人が死亡し、10人がけがをしました。火災報知設備や消火 器、避難出口は正常に使用できない状態だったようです。

.尊い命が失われた以上、責任の所在を明らかにしなければいけないのでしょうが、この経験を今

後に必ず生かして 安全を追求していかなければ・・と 思います。 「テナント内部のことは テナントに責任があるんだから・・・」では だめですよ!ビル全体を把握 しなさいってことですね!



